

平成27年第3回土別市議会定例会会議録（第2号）

平成27年9月15日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時18分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（17名）

副議長	1番	谷口隆徳君	2番	喜多武彦君
	3番	大西陽君	4番	村上緑一君
	5番	渡辺英次君	6番	谷守君
	7番	松ヶ平哲幸君	8番	岡崎治夫君
	9番	遠山昭二君	10番	山居忠彰君
	11番	十河剛志君	12番	出合孝司君
	13番	国忠崇史君	14番	井上久嗣君
	15番	粥川章君	16番	斉藤昇君
議長	17番	丹正臣君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君
建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	藤森裕悦君

市立土別総合
病院事務局長

三好信之君

教育委員会
会長

五十嵐紀子君

教育委員会
会長

安川登志男君

教育委員会
生涯学習部長

菅井勉君

農業委員会
会長

松川英一君

農事業務局
局長

小ヶ島清一君

監査委員

吉田博行君

監査事務局
局長

竹内雅彦君

事務局出席者

議会事務局長

石川敏君

議会事務局
局長

浅利知充君

議会事務局
総務課主査

前畑美香君

議会事務局
総務課主事

粕谷幸広君

(午前10時00分開議)

○議長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長(丹 正臣君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(石川 敏君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長(丹 正臣君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は11名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。1番 谷口隆徳議員。

○1番(谷口隆徳君)(登壇) おはようございます。

第3回定例会に当たりまして、通告に従い、一般質問を行います。

まず、地域福祉計画の中から、「相談窓口の整備充実」についてお伺いをいたします。

この相談窓口の整備充実は、市民にとって重要であり、急を要する場合など、常に市民に身近なものでなければなりません。市民のアンケート調査では、地域福祉の充実のために市が積極的に取り組むべきことの中でも、身近な相談窓口の充実に関心する人が約3割強の割合で要望しております。そのために、市民が気軽に相談できる体制の充実を図ることは最も重要なこととあります。

計画の中では、市民が身近なところで気軽に相談できるように、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、相談支援センター、児童相談支援センターなどの相談窓口の周知と機能の充実を努めるとともに、民生委員・児童委員、家庭児童相談員、母子、父子自立支援員、生活困窮者相談支援員などとの連携した相談体制の充実を図るとあります。

取り組みとしては、まず地域担当職員などにより広報やパンフレットを配布するなど、窓口の周知徹底を図るべく取り組んでおりますが、情報提供については、福祉や健康についてのサービスや利用の情報が約4割、介護保険や福祉のサービス提供事業者などの情報、高齢者や障害児、障害者についての情報が約3割と、情報提供を求めている市民が多くあります。

このようなことから、周知や情報提供を求める声が多いことについて、その対策をお尋ねいたします。また、市役所や公共施設に出向いて相談する体制は周知されているものの、諸事情で出向けない市民もいることから、出向けない市民に対してどのように情報提供などの対応を図るのか、お尋ねをいたします。

本市には、受付や相談窓口が多くあり、市民が来訪した場合には、スムーズに窓口にとどり着けない場合もあり、職員が親切に対応している現状であると思っております。しかしながら、多種

多様な相談を受け入れる中において、相談窓口の充実は重要であり、特に福祉などの面においては、第2期計画には専門職の配置は記載されてはおりませんが、第3期計画には専門的な対応が必要でありますことから、相談窓口専門職の配置とありますが、今までとの対応の違いやどのような成果が期待されるのか、お尋ねをいたします。

次に、家庭における児童に関する諸問題の相談については、どのような専門員を配置して対応しているのか。過去にどのような問題があり、何件ぐらいの相談があったのか。また、どのような解決及び処理を行ったのか。更に、相談に来ることができない人に対する実態把握や見回りなど、きめ細やかな体制が必要と思われませんが、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

また、高齢者に対する対応や障害者に対する対応についてなども、前段の質問と同様ですので、お答えをお願いいたします。

この質問を最後に、「相談支援センターほっと」及び「児童相談支援センター虹」の活動状況と充実対策についてもお伺いをいたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

谷口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私から、相談窓口の充実及び専門職の配置について、答弁申し上げ、家庭児童相談、高齢者、障害者についての対応並びに「相談支援センターほっと」及び「児童相談支援センター虹」の活動状況と充実対策については、保健福祉部長から答弁申し上げます。

地域福祉を推進するに当たり、多くの市民が身近な相談窓口の充実を要望されていることは深く認識しており、計画の中でも、各関係機関が連携した相談体制の充実を図ることを明記しています。

そこで、現在の相談窓口の市民への周知についてですが、各担当窓口でのパンフレット類の配布による周知はもとより、市の広報誌やホームページでの情報発信を初め、直接、地域に向いて実施している老人クラブへの出前講座やまちづくりふれあいトーク、更には地域担当職員や地区担当保健師活動、民生委員、児童委員活動など、さまざまな場面において相談窓口の周知を行っています。

特に、民生委員、児童委員については、窓口に来ることができない市民にとっても最も身近な相談窓口でありますことから、その周知には全ての委員の皆様の顔写真を広報誌やホームページで御紹介するとともに、研修会などを通じ、児童や障害者、高齢者などに対するさまざまな福祉制度に関する情報をお伝えし、市民の相談支援に役立てていただくとともに、必要があれば市の担当につないでいただけるようお願いしているところです。今後もあらゆる機会を通じて、民生委員、児童委員の活動についての市民通知に努めてまいります。

また、市民が気楽に相談できる相談体制の充実のためには、相談者に合った支援がワンストップで適切に提供できる体制が必要と考えており、そのためには、高齢者や障害者、児童など

の各担当部署にあらゆる福祉制度に精通する専門職員を配置し、それらが連携した支援体制を整備することが大切なことと考えています。このようなことから、第3期地域福祉計画では、相談窓口への専門職の配置を盛り込んでいます。保健福祉部内の各相談窓口には、それぞれの専門職を配置し、相談業務に当たっていますが、障害福祉担当部署には、これまで専門職が配置されていなかったことから、本年4月に障害福祉担当部署に社会福祉士の資格を有する職員1人を新たに配置し、障害者に対する相談業務に当たっています。

社会福祉士は、さまざまな福祉に関する相談に対し、専門的知識や技術をもって、医師や福祉サービス事業者など、保健医療サービスを提供する機関との連絡調整や援助を行う専門職であり、いわゆる保健福祉分野のコーディネーター的な役割を担っています。これまでの障害者に対する総合的な相談支援については、市の委託事業者で専門職を配置している「相談支援センターほっと」での対応となっていました。現在は、市の相談窓口においても、総合的な相談に応じているため、相談者の利便性は向上しているものと認識しています。

今後、ますます少子高齢化が進むことにより、多様な福祉課題を抱える市民が増え、より専門的な支援が必要となることが予想されることから、各相談窓口における専門職の増員の必要性について検討してまいりたいと考えています。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君）（登壇） 私から、家庭児童相談、高齢者、障害者についての対応並びに「相談支援センターほっと」及び「児童相談支援センター虹」の活動状況と充実対策について答弁申し上げます。

初めに、家庭児童相談の対応についてであります。

家庭における児童問題の相談については、以前からこども・子育て応援室に社会福祉主事の資格を有する家庭児童相談員1人を配置し、相談業務を行っていましたが、相談件数の増加や相談内容の複雑化などにより、平成25年度からは、社会福祉主事2人体制でその対応に当たっています。相談内容については、養育に関する相談のほか、育児放棄などの虐待や不登校に関する事など、幅広い相談があり、年間延べ800件を超える相談があります。

これら多様な相談への対応としては、まずは相談内容を的確に捉え、保育園や学校、保健師などとの連携が必要と判断した事案については、関連する関係機関の担当者とのケース会議を開催し、個々のケースに対応した最も効果的な援助方針を決定し支援します。また、専門的指導や助言、医師の診断などが必要と思われる困難事例にあつては、児童相談所などの児童福祉機関、保健医療機関、教育機関などで構成する土別市要保護児童対策地域協議会を開催し、その協議の結果を踏まえ、適切な支援を行っています。

児童にかかわる相談においては、デリケートな相談も多く、窓口での相談に抵抗を示される場合もあるため、保護者や子供たちが電話での相談がしやすいよう、家庭児童相談員直通の相談専用電話やメールアドレスを設置し、その番号などを記載した相談カードを保護者や子供た

ちにも配布し、相談しやすい体制づくりにも努めております。

また、児童の実態把握や見回り体制については、支援が必要な家庭に早期に適切な支援が行えるよう、幼稚園や保育園、学校などにおいては、子供たちや保護者とのかかわりの中で、子どもの成長や養育、更には家庭での困り事などに気づけるよう常に心がけていただいております。対応が必要な場合には、市の相談員と直ちに連携が図られる体制をとっています。加えて、民生委員、児童委員による学校訪問や地域での見守り活動の中においても、同様に意を配していただいております。

次に、高齢者についてであります。

高齢者の総合相談窓口として、健康長寿推進室に地域包括支援センターを設置し、保健師、介護支援専門員、理学療法士などの専門職がそれぞれの特性を生かしながら、高齢者への総合的な支援を行っています。相談内容については、介護保険や高齢者福祉サービスのほか、高齢者虐待、権利擁護、認知症や孤独死への不安など、近年は家族以外にも医療福祉関係者や近隣住民からの相談も増えており、年間延べ5,000件を超える相談が寄せられています。

これまでの相談では、独居の認知症高齢者が近隣住民とトラブルになった事例や、消費者被害に遭い高額商品を何度も購入している事例などの困難事例もあり、医療や保健、介護の関係者や警察署、消費生活センター、在宅介護相談協力員、自治会など、地域の方々との連携や話し合いにより改善、解決が図られていますが、課題を多く抱える高齢者の支援には多くの時間を要することから、現在も支援を継続している事例もあるところです。

また、身体的、環境的な問題などから、相談窓口に来ることが難しい方への対応については、担当職員が御自宅や病院などに出向き、必要と思われる情報の提供や各種サービスの申請手続などの支援を行っています。

また、高齢者の実態把握や見回りの体制については、地域担当職員などによる高齢者実態調査や民生委員、児童委員に委嘱している在宅介護相談協力員活動、更には自治会における福祉パトロールや地域支え合い事業の協力事業所などにおいて実施しています。

次に、障害者についてであります。

障害者に関する相談には、先ほど市長から申し上げましたとおり、本年4月から、社会福祉士の資格を有する専門職が相談業務に当たっており、障害者手帳や自立支援医療など、各種障害福祉サービスの受け付けのほか、障害年金や国民健康保険制度、税の減免制度や介護保険制度、更に生活困窮者自立支援事業や生活保護など、さまざまな社会資源の活用についての助言を行っており、年間延べ1,000件を超える相談があります。

また、困難事例については、件数は多くはありませんが、中には精神に障害のある方が金銭トラブルに巻き込まれたといったケースなどもあり、社会福祉協議会や名寄保健所、医療機関、警察署、弁護士、保護司など、多くの関係機関と連携し、その解決に向け取り組んでいますが、障害のソクセイによっては、解決に困難を極めるケースもあり、解決後も継続的な見守りを行っているところです。

障害者の実態把握や見回りの体制については、障害者団体とその支援団体からなる自立支援協議会や「相談支援センターほっと」、「児童相談支援センター虹」や障害者就労支援施設などとの定例会議のほか、民生委員、児童委員や地区担当保健師などとの連携のもと、障害者の実態把握に努めるとともに、精神的に不安定な状況に陥っている場合などには、市の専門職と「相談支援センターほっと」の専門職と保健師などが連携し、自宅訪問による支援を行っています。

次に、「相談支援センターほっと」及び「児童相談支援センター虹」の活動状況と充実対策についてであります。「相談支援センターほっと」は障害者の生活全般の悩みや福祉サービスの利用に関する相談などに対し、適切な助言やケアマネジメントを行う施設として、23年から社会福祉法人士別福祉会にその業務を委託し運営をしています。25年には、障害者自立支援法に基づく各種福祉サービスの利用計画の作成を行うための指定特定相談事業所に指定するとともに、今年度からは、児童福祉法に基づく指定障害児相談事業所にも指定し、約100人の障害者に対する福祉サービスの利用計画作成に当たっています。

現在、社会福祉士や精神保健福祉士、相談支援専門員などの資格を有する職員4人が利用計画の作成や就労に対する支援のほか、発達障害を含めた障害者の実態把握や引きこもりの障害者への支援など、障害者とその家族を含めた包括的な相談支援に当たっており、年間延べ700件の相談があります。

また、障害によって働くことが困難な方の日中の活動をサポートする福祉施設であります障害者地域活動支援センターにも併設していますことから、障害のある方同士の交流の場としての機能も持ち合わせており、多くの市民に御利用をいただいています。今後もほっとと市の専門職の連携をより密にし、障害のある方の実態把握を行いながら、福祉ニーズを的確に捉え、障害福祉の向上に努めてまいります。

「児童相談支援センター虹」については、市が25年10月にほっとと同様の支援事業所として北星保育園内に設置した事業所で、26年4月から、所長を含め、相談支援専門員の資格を有する3人体制で、主に就学前の児童や子供通園センターのぞみ園の利用者を中心に、年間約70件の相談等に応じています。

具体的な支援内容としては、相談支援専門員が保護者や児童との面談を行い、児童の発達状況などに応じたサービスの利用計画を作成し、のぞみ園を初めとする福祉サービスにつなげています。また、本年6月には、利用者に対し、より迅速かつ適切なサービスが提供されるよう、相談員1人を増員し、体制の強化を図ったところです。

今後ものぞみ園や市内保育園、幼稚園などの関係機関との連携を密にし、相談支援機能の充実に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君）（登壇） 2つ目の質問をいたします。

子ども・子育て支援事業計画の安心して子育てができる環境づくりから質問をいたします。

本計画は、平成24年8月に、子ども・子育て支援法を初めとする子ども・子育て関連三法が制定され、これらの法に基づく子ども・子育て支援新制度が27年から本格的に始まるに当たり、市町村に本事業計画の策定が義務づけられたことから策定されたところであります。

本市では、既に平成17年には次世代育成支援対策推進行動計画前期を、22年には同計画の後期を策定して、子育て日本一のまちづくりを目指し、子育て支援の強化や放課後の子供の居場所づくりなどに取り組み、24年には士別市子供の権利に関する条例制定、子供が生き生きと育つことのできる子供に優しいまちづくりを目指したまちづくりを進めていることは先進的な取り組みとしているまちとして評価されていることは喜ばしいことであります。

そこで、計画の中で、安心して遊び生活することができる環境づくりとありますが、初めに、環境づくりとしてその目指すものはどのようなものなのか。具体的に方向性をお示しいただきたい。更に、主要施策として、安心して親子で遊ぶことのできる公園の整備とありますが、現在あるどの公園、場所を指して、この計画に沿った整備をするのか。具体的にお示しをいただきたいと思えます。

士別市都市公園条例に基づく街区公園、総合公園、運動公園など、都市公園30カ所及び地域公園13カ所については承知していますが、こうした中には、車道を上下線分離している分離帯に設置されている公園もあり、親子で遊べる安全な公園となっているのか。

また、市外地域などでは、民家から離れており、親子で歩いて行ける状態なのか、いささか疑問がある公園も見受けられます。また、利用者のニーズに応える住民、保護者、保育所、幼稚園従事者などの要望を踏まえた設置状況になっているのか。また、市民のアンケートでもあのように、町なかに公園が欲しい、池や砂場や小山などの要望があるほか、町の人口動態などが変わっているが、公園は昔から何も変わっていないなどの意見があります。

子育てには、自然に触れながら安全な野外での活動は欠かせないことから、この計画推進に当たっては地域あるいは人口動態や地理的状況も勘案して、市の遊休地などを利用した小規模な公園、遊び場設置の考えも必要と思えますが、考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、士別市総合計画を上位計画として、士別市地域福祉計画を初め、子供や子育てに関連する計画のほか、公園整備についても同様に士別市公園施設長寿命化計画やつくも水郷公園再整備基本計画との整合を図りながら、子ども・子育て会議などにおいて十分な協議を踏まえた上で計画に盛り込んでいるところであります。

まず、安心して遊び、生活することができる環境づくりの具体的な方向性についてであります。

基本的な考え方として、公園や児童センター、子育て支援センターなど、年齢を問わず市民

や親子、子供同士の交流や親睦を深めることのできる場の提供を目指しており、現在建設中のいきいき健康センターについても、さまざまな年齢層の方が誰でも利用し、交流できるサロンスペースを設けるなど、子供や保護者にも配慮した施設整備に努めているところであります。

また、今後建設される新たな公共施設についても、市民の交流スペースや休憩場所などの整備も含めながら、子供たちの安全で安心な居場所づくりに努めてまいります。

次に、具体的に整備をする公園についてであります。

子ども・子育て支援事業計画では、具体的な場所や公園名などは掲げていませんが、市内全ての公園を示しており、その公園整備の過程においては、本計画の主要施策にありますように、子供や保護者、保育所、幼稚園などの従事者、一般市民の意見を多く取り入れております。現在改修中のつくも水郷公園でも、プロジェクトチームに保育士や幼稚園教諭、保護者が参加するなど、子供目線での公園整備に取り組んでいるところであります。

また、親子で遊べる場所として、お話にある車道の中央分離帯を利用した施設、例えば東広通は一般的な公園ではないものの、水辺を利用した憩いの場や触れ合いの場としての公園的機能を備えており、親子連れや子供たちの姿も多く見受けられ、市民が利用できる場所でもありますが、自動車の往来が多いことから、利用者の安全面に十分配慮するため、安全柵や街路樹の設置を初め、定期的な施設点検など、安全の確保に努めているところであります。

また、上士別児童公園や朝日農村公園、ワンパークなどの地域公園については、谷口議員、御指摘のとおり、公園から離れた利用者の不便さはあるものの、設置されている遊具の更新の際には、市外地同様に地域の子供たち、保護者、保育士からも広く意見を取り入れながら、利用者ニーズに配慮した公園整備を計画的に進めているところであります。

次に、利用者の要望を踏まえた公園の設置状況についてであります。

市街地では、おおむね半径250メートル以内に公園があり、夏場はベビーカーに子供を乗せた親子連れや小さな子供たちが遊んでいる姿もあり、21カ所ある街区公園は比較的利用しやすい場所にあるものと認識をしております。また、遊休地を利用した小規模な公園や遊び場については、市庁舎前の緑地や花壇、あけぼの子供センターの庭園、サンライズホール前の緑地といった公共施設周辺の敷地を活用した広場など、それぞれの地域に親子で憩える場所が整備されていることや、人口動向、利用状況、分布状況などからしても、現段階においては、新たな公園を設置する状況にはないと考えるものであります。

今後においても、既存公園の整備については、老朽化した遊具の維持補修などを計画的に実施していくほか、施設の再整備などにより、子供にとって最善の利益が実現される地域社会を目指し、保護者や地域住民、行政が一体となり、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 谷口議員。

○1番（谷口隆徳君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 2番 喜多武彦議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） おはようございます。

第3回定例会に当たりまして、通告に従いまして、一般質問を一問一答形式で行いたいと思います。

初めに、地域経済の活性化対策についてであります。

全国の地方自治体にとって、産業振興や雇用促進は地域の活性化のために極めて重要な施策であります。一方で、産業振興や雇用促進のために実施された施策が十分に地域経済の活性化につながっているのか、効果に課題を感じることもあります。

他の自治体で見られるような高額な補助金を出して企業を誘致したが、新たな地元雇用がわずかだったり、誘致した企業が原材料を市外から調達するために、波及効果が少なく、市内企業には恩恵がないといったケースが見受けられます。また、イベントで多くの人が訪れたが、イベントに参加しただけで帰ってしまい、経済的な成果が得られなかったという例もあります。公共事業により、地域経済の浮揚を図る手法についても、以前と比べてその効果が強く実感できなくなっているように思います。本市の場合はどのように認識をされているのか伺います。

また、人口減少に時代において、地域経済を取り巻く環境が変化する中、実効性のある産業振興策や雇用促進策を立案するには、どういった視点や手法が必要だと認識をされているのか。そこで、今まさに地方創生の取り組みが必要であると考えます。本市の地方創生総合戦略を進めていく上でも、産業、雇用政策を立案するための前提として人口や雇用、生活水準など、本市の経済に関連する状況を統計データに基づいて把握し、特徴や課題を理解することが必要ではないのか。地方版総合戦略の策定に当たっては、「しごと創生」のKPIをどのような観点で設定されているのか、されようとしているのかお聞かせをいただきたい。

総務省は、5月に、市町村ごとの地域産業構造を目で見てわかるようにグラフ化した「地域の産業・雇用創造チャート」をオープンデータとして公表、ホームページに掲載をしております。各市町村にある産業別の稼ぐ力と雇用力を示したものですが、経済センサスと国勢調査のデータを分析して統計処理したもので、市町村の経済を支えている産業として、雇用吸収力の高い産業と地域外から外貨を稼いでいる産業、基盤産業が何であるかがわかります。総務大臣は、基盤産業が伸びていけば、非基盤産業にも波及効果が出て人口対策にもなり、地方が自立して経済成長していく、チャートはそのためのツールになると力説をしておりました。

ぜひ、ホームページを見ていただきたい。また、本市のチャートを見て、どのような感想を持ち、また今後の政策立案に対してどのように活用していくのかを伺いたい。また、まち・ひと・しごと創生本部が提供している地域経済分析システムで示される企業のデータとあわせて上でどのような分析をしていくのかお聞かせをいただきたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えいたします。

まず、本市における誘致企業の状況ですが、本年、創業80年を迎えた日本甜菜製糖士別製糖

所や、昨年、士別試験場創設30周年を迎えたトヨタ自動車、更にはヤマハ発動機やブリジストン、北海道農材工業などが立地しており、これらの企業は地域の雇用や経済に多大な効果を導いているとともに、まちづくりへのかかわりの面でもさまざまな社会的貢献なども含め、その存在は大きいものと認識しています。

また、イベントについても、先日開催された士別市産業フェアなどは、ラブ士別・バイ士別運動の趣旨である、見て、食べて、体験することで、我が町に対する愛着や郷土愛を育み、地元の農産物の愛食、商品やものづくり技術の愛用など、地域の活性化を市民みんなで進めていくことにつながるものであり、本市の農・林・商・工業の魅力を感じていただくなど、経済的効果に限らず、大変意義あるイベントであり、その他のイベントについても効果のあるものと認識しています。

次に、産業振興策や雇用促進策の立案に当たっての視点や手法についてです。

全国的な少子高齢化と人口減少という大きな課題に直面している中、国は、地方創生として国民が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会を形成する「まち」、地域社会を担う個性豊かで多様な人材を育成確保する「ひと」、地域における魅力ある多様な就業機会を創出する「しごと」の3つを柱とする施策をそれぞれの地域の創意と工夫のもとで総合的かつ計画的に進めることを示しました。まちを形成し、ひとを育成、確保していくためには、その基盤の一つとなるしごと、すなわち雇用の創出は極めて重要な取り組みです。

産業振興や雇用促進策を進めるに当たっては、地域の産業構造や経済の現状などを把握し、地域の特性や個性を発揮する中で、各種施策を講じることが肝要と考えます。このことから、本市の総合戦略においても、経済を牽引する基幹産業の農業とまちづくりの特色である合宿を柱に据えるとともに、教育、子育て、健康、雇用、交流、観光、環境の7つの分野への波及に向けた戦略づくりを進めています。

また、総合戦略においては、各種施策の進捗状況を検証するための指標となる重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定することになりますが、この総合戦略の最終的な目標は、ますます加速化する人口減少への対応であり、その対応策が地域産業の活性化と雇用の創出であると考えます。こうしたことを踏まえ、今後、有識者会議であるまち・ひと・しごと創生総合戦略会議での議論のもとに、具体的な項目や数値目標等を設定してまいります。

また、「地域の産業・雇用創造チャート」についてのお話がありました。「地域の産業・雇用創造チャート」は、地域における各産業の雇用力や稼ぐ力を可視化したデータであり、平成22年の国税調査や21年及び24年に実施した経済センサスの調査結果をもとに、総務省が本年5月に公表しています。

そこで、本市の状況についてであります。農業は雇用力、稼ぐ力ともに数値は高く、本市経済の牽引産業としての地位を確保しているものの、一方で卸・小売業、医療、福祉、製造業は一定の雇用力があるものの、稼ぐ力が低い分野となっています。雇用力、稼ぐ力の双方で高い数値を示す農業については、今後においても、地方創生の柱としてなお一層の振興を図って

いかなければなりませんし、その他の比較的低い数値を示す分野においても、更なる強化を図りながら、本市の振興に努めていくことが必要です。

このたびの地方版総合戦略の策定に当たっては、将来の人口推計や地域経済の実態を把握するための地域経済分析システム、いわゆるビックデータも公表されており、更に農業分野などの幅広いデータを整備する予定との情報もあります。

こうしたことから、今後においても、ビックデータを初めとする各種統計データの活用のもと、有識者会議や各関係機関等との意見交換、更には市民アンケートの結果など、地域の現状等を踏まえる中で、本市ならではの地方創生を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 喜多議員。

○2番（喜多武彦君）（登壇） 2つ目の質問に入ります。

英語力向上推進プランについて、質問をいたします。

文部科学省は、6月に、中学校での全員参加型の英語力テストの実施などを柱とした中高生の英語力向上推進プランを発表いたしました。国の教育振興基本計画では、平成29年度に中学卒業の段階で英検3級程度以上の英語力を持つ生徒を50%にするという目標を掲げました。平成26年度時点では35%と伸び悩んでおります。

このプランに盛り込まれた新しい英語力テストは、聞く、話す、読む、書くの4技能を測定するために、中学校3年生を対象に全国テストを平成31年度から実施し、テストの結果を分析して指導改善につなげるとしております。中学3年生を対象に毎年行う全国学力テストと同様に都道府県別の成績を公表する予定で、文部科学省は地域が競り合うことによって学力を底上げする好循環につなげたいとしております。

同時に、都道府県教育委員会ごとに策定する英語教育改善プランには、具体策のほか、英検などの合格実績、日本語を使わない英語授業の実施率など、数値目標の設定や毎年の進捗率の検証、公表などが求められております。

まずは、文科省が公表した英語力向上推進プランに関する所見をお伺いいたします。また、現時点で、本市の児童・生徒の英語力についてはどのような認識で、どのような課題があるのかをお伺いいたします。英語教育改善プラン策定などに当たって、今後、道教委とはどう連携をしていくのかお伺いをいたします。

英語力向上推進プランでは、小中高校を通じて改革のための取り組みとして、教員の英語力、指導力の向上を求めています。具体的項目には、小中高の全教員の研修の実施、研修用教材等の開発、提供、AET等の外部人材の積極的活用など、掲げられております。また、平成32年度からは、小学校5年生、6年生が授業で取り組む外国語活動が強化に格上げされる見通しだが、教育現場では不安も多いのではないのでしょうか。

伺います。本市の小中学校教員に対し、英語教育に関する研修の実施や英語の指導力向上についての取り組みはどのようにされているのでしょうか。小学校、中学校、場合によっては高

校も連携によるカリキュラムの作成や指導体制の充実などは検討できないのでしょうか。

プランでは、AET等の外部人材の積極的活用を掲げていますが、全国では小規模な自治体を中心として、AET、ALTのきめ細かな活用が進んでおります。常駐化によって、児童と一緒に休憩時間に遊んだり、給食をともにしたり、外国人と話したり、英語で会話ができる機会が増えることによって、英語のコミュニケーション能力の底上げも期待されると思います。本市のAETの配置に関する見解をお聞かせください。

AETと英語教諭によるワーキンググループの設置、AETと地域住民との交流促進など、AETにより積極的な活用、既に公民館事業では、幼稚園や保育園などでもなされていますが、より積極的に活用されることを検討していただきたいと思います。

以上、終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 喜多議員の御質問にお答えします。

初めに、文部科学省が公表した「英語力向上推進プラン」についてであります。さまざまな分野で諸外国との交流が図られ、今後ますます外国語によるコミュニケーション能力の必要性が高まることが予想される中、生徒の着実な英語力向上を目指した取り組みを示すプランが策定されたことに対し、一定の評価をするものであります。

しかし、プランに盛り込まれた中学生の英語力として、聞く、話す、読む、書くの4技能を測定するために実施を検討している全国的な学力調査については、現在、国語、数学、理科について行われている全国学力学習状況調査と同様に、過度の都道府県間の競争や市町村比較、学校比較による序列化の可能性を懸念するものであります。

次に、本市の児童・生徒の英語力についての認識や課題に対してお尋ねがございました。

小学校、中学校ともに英語の4技能を他校と比較するために、民間で作成している学力検査を実施していないことから、他校との学力差はわからないところです。しかしながら、小学校から英語指導助手、いわゆるAETを活用しての外国語活動を通じた、英語になれ親しむ授業を初め、英語教育に関するさまざまな取り組みを行っていることもあり、本市の児童・生徒には、一定程度の英語力が備わっていると認識しております。

また、課題といたしましては、教職員やAETの指導力の更なる向上のための取り組みが必要と考えております。特に、小学校では、英語免許を取得している教員が少ないことから、英語教育に関する知識を習得できる研修機会を増やすことや、小学校、中学校、高校間の連携により、教職員などが交流、情報交換することで指導力の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、今後の北海道教育委員会との連携につきましては、本プランに対する北海道教育委員会の取り組みが現在のところ示されていないことから、具体的な内容はお答えできませんが、今後その内容が示された際には、必要に応じて協議を行い、英語力の一層の向上に向けて連携してまいりたいと考えております。

次に、本市の小中学校教員に対しての英語教育に関する研修の実施や英語の指導力向上についての取り組みにつきましては、北海道教育委員会が主催する研修に教職員やAETが随時参加し、他市町村との交流、情報交換を行っているほか、小中学校の教員で構成する土別市教育研究会英語班の活動として、班に所属する教職員同士での指導方法の研究や、更には中学校の英語教諭が小学校に出向いて指導したり、参観日に他校の教職員が授業を見学するなど、指導力向上に向けた取り組みを行っております。

次に、AETの配置についての見解であります。

本市では、平成3年度からAETを配置しており、当初は1人体制で指導を行ってまいりました。また、21年度からは学習指導要領改正に備え、小学校にも派遣を始め、翌22年度には年間200時間程度までの指導を行う非常勤職員を新たに1人雇用し、2人体制で指導を実施しており、更に26年度からは英語教育の一層の充実のために、非常勤職員を1人増員し3人体制とし、1人は中学校と土別東高校で指導を行い、残る2人は小学校に派遣し指導を行っております。

その指導の内容といたしましては、授業だけではなく、昼食時や休憩時間、学校行事などに同席するなど、各学校が配慮し、AETと児童・生徒が交流できる時間を多く持つことができるようにしています。そのほか、中学生の英語発表大会での審査委員としての参加や、中央公民館で実施している市民向け英会話教室の講師、市立図書館事業での英語絵本の読み聞かせ、国際交流協会による小学生の国際協力機構ジャイカ訪問時の引率、姉妹都市提携を結んでいるオーストラリアのゴールバーン・マルワリー市の訪問団が来市した際などの通訳として、また就学前の幼児を対象にした英語体験授業への参加など、学校以外におきましても、さまざまな国際交流活動に参加しておりますが、今後、幼稚園や保育園などに積極的にAETを派遣するなど、活用を拡大するには、人員が不足しており、また新たな人材の確保も難しい状況でございます。

そのほか、英語教育に関する取り組みとして、幼児期から外国語になれ親しむことを目指して、24年度から市立図書館において外国語図書コーナーを設けており、英語を初めとした図書や視聴覚資料を取りそろえているほか、本年9月1日には、女優の和泉雅子さんから、外国語の絵本など約300冊の図書を寄贈いただき、新たに和泉雅子文庫を設置し、市民に、より身近により楽しく外国語に接することができる環境を整備したところです。

今後、北海道教育委員会の英語力向上推進プランの取り扱いを注視しながら、教職員の指導力向上に関する取り組みやAETの活用をより一層充実させ、児童・生徒の英語力向上を図ってまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○2番（喜多武彦君） 終わります。

○議長（丹 正臣君） 4番 村上緑一議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問を行います。

地方創生について、伺います。

昨年、日本創成会人口減少問題分科会において、地方ほど人口減少が進み、将来消滅する自治体が出るとの報道から、国は人口減少の対策として、まち・ひと・しごと創生法を成立し、地方創生で地方を元気にする戦略としてつくられました。各市町村がアイデア事業など、特色あるまちづくりを行うことにより、地方の人口対策と地域活性化を促すため、国は地方創生交付金で応援する事業であります。

本市も地方創生総合戦略の中で、合宿の聖地創造、農業未来都市創造計画、重点プロジェクトの中で人口減少対策のキーワードとして、合宿地づくり、農業、農村づくりを主体的施策として合宿地の整備などを行い、オリンピックに向けての合宿における流動人口の増加を図り、農業については、新規就農支援を初め、第六次産業化の促進を図り、農村人口の減少に歯どめをかける目的であります。

そこで、総合戦略の中で主な重要業績評価指標であります。平成27年度から31年度までの5年間、毎年の評価か、最後の評価か、またそれに伴う計画の推移も考えているのかをお示しください。

次に、農村の人口増加についてであります。生産から販売まで行うことを農業の六次産業化であります。この六次産業化が農村人口増加を後押しすることが日本水土総合研究所の調べでわかりました。2010年度までの25年間、農業・農村振興策と人口変動の関係を分析し、六次産業化が人口増加に大きく影響したと報道がありました。農業未来都市創造事業の一つに、六次産業ネットワーク推進事業がありますが、これらの事業についてどこまで行われているのか、推進についての考えを含め、27年度事業での合宿の推進などの成果もお聞きしたい。

次に、土別はつらつ地域商品券発行事業について、伺います。

プレミアム付商品券は、地元消費の拡大、地域経済活性化の目的で、第1弾として1セット1万円に対して2,000円のプレミアムがつき、1世帯当たり3セットまで購入ができる事業でしたが、市民の周知が少なかったと聞いていますが、実際の交換率は何%で、当初の計画ではどのぐらいを想定していましたか。第2弾のプレミアム付商品券については、3日間の予定でありましたが、実施した結果として、初日数時間で完売になり、購入できない市民が大勢おり、多数の苦情が行政サイドにも届いていると思いますが、第2弾のプレミアム付商品券事業が計画どおりにいかなかった理由について、答弁を求めます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 村上議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から、総合戦略について、答弁申し上げ、土別はつらつ地域商品券発行事業については、経済部長から答弁申し上げます。

本市の総合戦略は、経済を牽引する基幹産業の農業の振興と、長年培ってきた独自の個性である合宿の推進を柱として、現在、有識者会議であるまち・ひと・しごと創生総合戦略会議において議論を進めているところです。

そこで、重要業績評価指標についてお尋ねがありました。この重要業績評価指標、いわゆるK P Iは、総合戦略において取り組む施策ごとに設定する指標であり、施策の進捗状況も検証しながら、5年後の平成31年度において達成する指標を設定することにあります。あわせて総合戦略の推進に当たっては、施策事業の計画、実行、効果や進捗状況の点検、評価、更にその結果を踏まえた改善といういわゆるP D C Aサイクルの構築も求められており、K P Iとともに計画推進における評価の目安となります。

こうしたことから、総合戦略における具体的施策をもとに、K P Iの項目や数値目標等について、今後、有識者会議の議論を踏まえて設定してまいります。策定後においても、年度ごとにK P Iの達成度を管理し、必要に応じて各種施策の改善、見直しを行いながら、地方創生の取り組みを進めていく考えです。

次に、農業の六次産業化についてです。

お話のとおり、農業の六次産業化は、広く農村地域の人口変動に与える影響力が高い分野とされており、農家所得の増加や雇用の場の拡大、更には生産意欲の向上などの効果も期待されています。したがって、農業を基幹産業とする本市にとっても、重要な施策の一つであり、今後の農業振興においても欠くことのできない取り組みと考えています。当面、第2回定例会において、補正予算の議決をいただいた農業未来都市創造事業によって、農業者や販売事業者などが有機的に連携することに加え、セミナーの開催、販路拡大に向けた取り組みなどにより、六次産業化の機運醸成を一層高めていく考えであり、収穫期以降の時期に具体的な事業を実施してまいります。

一方、合宿にかかわる取り組みについても、地方創生先行型交付金を活用し、既に合宿招致拡大に向けたP R活動や、宿泊施設のW i - F i設置等の環境整備、ウエートトレーニング器具導入などの受け入れ態勢の拡充を進めてきました。本年度の合宿受け入れ状況としては、昨年を引き続き、男子マラソンナショナルチームを受け入れているほか、16年ぶりとなるウエートリフティングナショナルチームや韓国のスキーコンバインドナショナルチームなど、合宿の里士別ステップアッププランと連動する中で、受け入れの拡大を図っているところです。

本市の総合戦略については、10月末までに策定を完了する予定ですが、今後も有識者会議を初め、関係機関とも協議する中で、魅力的で効果の高い戦略となるよう努めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君）（登壇） 私から、士別はつらつ地域商品券発行事業について、お答えいたします。

地元消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的に実施いたしました士別はつらつ地域商品券発行事業は、士別市、士別商工会議所、朝日商工会の3団体で実行委員会を設置し、6月からの販売に向けて準備を進めてまいりました。第1回目の販売は5月1日を基準日とし、市内の全世帯の約9,700世帯に整理券はがきを事前配布し、1世帯3セットを限度とし、販売

総数を3万セットとし、全世帯で購入可能な販売数を用意することで公平性の確保に努めました。

また、6月1日から30日までの1カ月間を販売期間とし、士別商工会議所と朝日総合支所には常設の販売窓口を、上士別、多寄、温根別にも各2日間ずつ出張窓口を設置し、特に6月1日から8日間については、土曜日、日曜日を含めた臨時窓口を開設することで、市民の皆様に購入しやすい環境を整えました。

次に、周知の方法といたしましては、整理券はがきや新聞での記事掲載と市や商工会議所ホームページでの情報発信をするとともに、新聞折り込みチラシを配布し、更に広報しべつに掲載するなど、広く情報提供に努めました。

1カ月間の販売期間における購入実績は、市内の約50%の世帯で御購入いただきましたが、当初見込みでありました70%より大幅に残ったため、26年度補正予算で計上された今回の交付事業については、国から、早期の執行に努め、地方への好循環拡大、消費喚起が求められていたことから、実行委員会として早期完売に向けた体制が必要と判断し、広報しべつや新聞広告等での市民への周知期間を確保した上で第2回目の販売を計画し、1人当たりの購入販売額を10万円、販売会場へ来られた方全員を購入希望対象者として、7月21日から23日までの3日間を販売期間として設定いたしました。

この第2回の販売が予想を超える短時間で完売となった理由といたしましては、1回目の販売で購入された方が、大型店を含めて市内の530を超える店舗で使用できる商品券の利用しやすさを感じていただいたこと、更に、第1回販売の残りセットの販売ということで、全世帯にわたるだけの販売セット数が残っていなかったことも、市民の皆様の購買意欲を高めた結果となったのではないかと考えております。

なお、当日は午前10時の販売開始前に、予想を超える希望者で長蛇の列となり、大変暑い日でもあったことに加えて、多くの車両で、駐車場並びに市役所周辺の交通事情が不安視されたことから、市民の安全面、健康面を考慮し、40分ほど前倒ししての販売を開始したことなど、購入を希望される市民の皆様には大変御迷惑をおかけし、また、要望にも十分お応えできずお断りする事態となりました。

今後、同様の取り組みが行われた場合、より一層、公平性が保たれるよう十分配慮して対応してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。 (降壇)

○議長(丹 正臣君) 村上議員。

○4番(村上緑一君) 再質問をさせていただきます。

大変、市民の方も、このプレミアム付商品券に関しては関心を持った中でありましたが、当初予定していた、それこそ50%の利用しかなかったということは、やはり周知が足りない、最初の、確かに広報、チラシ等いろいろやったんですけども、やはりその周知が足りなくて、これ、第2回目で爆発したという感じ、それがあつたんですけども、やはりその最初の考え

の、2回目はこれほど反響があるとは思っていなかったという今、答弁なんですけれども、やはり前回50%の利用がそのプレミアムでなくなり、今回、短時間で50%がなくなった中では、本当に市民目線の、市民感情の中で、やはりもう少し行政サイドは考えていかなければならないと思います。

本当に市民の方々が、いろいろな面で話があったんですけども、ちょっと一言、一応聞いた中でいきますね。来れなかった人の中には、仕事で昼間来れなくて、夕方来ようと思った。そして、子供がいて、昼間は子供の面倒を見なければ、子供が小さくて、そしてお父さんが帰ってきてから、これもまた夕方行こうと思った。そしてまた、本当に朝は都合が悪く、昼近く来たけれども、もう完売していた。また、お年寄りの方などは、病院に予約があって、行ったんですけども、その後、市役所に来て、もう券がなかった、そういう方々が結構、私の耳にも入っているんですよ。

これというのは、やはり行政サイドももう少し細かな配慮の中で、確かにそういう気持ちの中で、市民目線の形の中でもう少し考えていかなければ、そういう生活弱者といいますか、本当に、低所得者、また年金暮らしの方とか、お年寄りとか、そういう方々のことも考えて、今後いろいろなことがあると思いますけれども、考えていただいて、次のときはこういうことがないように、そういうことに注意しながら行っていただきたいということを考えているんですけども、それに対してどうでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 金部長。

○経済部長（金 章君） ただいまの再質問にお答えいたします。

当初、整理券はがきを送りまして、それで周知ということだったんですけども、逆にその部分が、世帯を特定するという部分では、私どもの部分としては必要かと思っていたんですけども、なかなかそのはがきを書いてある内容が読み取りづらいという部分もありました。

それから、チラシだとか、そういった部分も入れてはおりますけれども、なかなか実感として感じていただけないという部分はありましたので、今後、そういった取り組みがあったときには、いま一度、利用者の目線に立った形の中で取り組んでまいりたいと思いますし、その対応の時間帯の部分につきましても、十分その辺が対応できるような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） ただいまのプレミアム付商品券のことで、いろいろ御質問をいただきました。今回のことについては、私も最初に出したはがきが、プレミアム付商品券というのはどういったものなのか、よく理解できなかったといったようなことを、後になっていろいろな方からお聞きした面もあります。

市民の目線に立てという再質問でございましたけれども、今回のことを一つの反省点として、今後のこういった事業の取り組みもそうですけれども、市ではいろいろな発行物等々ありますけれども、担当者が担当者の目線で作ったら、理解している者がつくって、出したものが、

市民の方に全部理解されるかといったら、そういったことではないと。やはり、市民の方にいかに多くの方が理解できるような書き方になるかといったようなことも含めて、そういったことを全庁的に再点検するような指示も出しておりますので、今後はいろいろそういった市民目線ということに十分配慮していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君）（登壇） 続いて、環境センターについて、伺います。

現在、西士別地区に建設している環境センターは、総事業費約50億を見込む士別市最大のプロジェクトであり、平成26年度から平成29年度春までの約4年をかけての建設スケジュールであります。また、環境センターは地域に融和する安心、安全のクローズドシステムという有害物質を排出しない処分場として建設され、自然環境に優しい施設として建設中であります。

そこで、本年度の予算執行を含め、建設スケジュールも計画どおりに進んでいるのか。長期4年間の事業期間における総事業費の高騰の懸念もあります。また、市民の見学会の計画はあるが、実施時期はいつか、以上の考えを求めます。

続いて、平成29年度稼働するリサイクルセンターについて、伺います。

市民がごみの分別については、市民の協力により、リサイクルに向けて徹底した分別が行われていますが、リサイクルセンター計画の中での稼働することによる利用能力の現在との比較と、今後、市民のごみの分別が変わることがあるのか、お聞かせください。

また、近年には集中豪雨などにより災害が多くなっていますが、この環境センターのある西士別地区も学田峠の山中の高い位置にあり、排水対策を含め、学田地域への安全性についての考えと、冬になると特に雪が多い環境であります。リサイクルセンター、最終処分場は広い建物で雪害などの心配があります。ほかの市町村においても、建物の倒壊があった例もあり、どのぐらいの大雪に耐えられる設計になっているか、答弁を求めます。

続いて、環境センターの出入り口の安全性について、伺います。

出入り口はS字カーブで見通しが悪く、坂道がきついことから、冬になると大型車などが上れなく、環境センター出入り口付近でとまっているのを見受けられます。冬期間においては、寒冷地試験場への交通量が多くなり、交通安全性について不安を抱いている市民の方が多いと思いますが、平成29年度の環境センター供用開始までに、見通しのよい出入り口にするべきだと考えます。そこで、今後、市としてどのような安全対策を講じようとしているか、答弁を求め、この質問を終わります。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、環境センターの進捗状況についてであります。

最終処分場については、4月23日から貯留構造物の掘削を開始し、6月8日に完了、6月20日からコンクリートの打設を開始しており、8月末時点の進捗率は、計画18.0%に対し、実績

22.1%となっております。

リサイクルセンターについては、5月22日から基礎くい工事に着手し、6月3日に完了の後、基礎の鉄筋組み立て工を行い、7月11日からコンクリートの打設を開始し、8月3日以降、打設完了部分からプラントの一時据えつけを開始しており、8月末時点の進捗率は、計画25.4%に対し実績も同率となっております、両工事とも計画どおりに進んでいる状況であります。

予算の執行については、発注当時に比べ労務単価等が上昇し、本年2月には賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用、いわゆるインフレスライド条項の適用が可能である旨、北海道から通知があり、3月2日付で受注者に対しインフレスライド条項の適用について通知を行ったところです。

その後、8月19日に、最終処分場建設工事の受注者よりインフレスライド条項に基づく請負代金の変更の請求があり、リサイクルセンター建設工事の受注者においても、現在、請求の準備が進められているところであります。今後、スライド額の確定協議を行い、額の確定後、補正予算を第4回定例会に提案する予定であります。また、市民を対象とした工事現場見学会については、10月8日に開催を予定しており、9月15日号広報及び市ホームページにより見学者を募集しているところであります。

次に、リサイクルセンターと最終処分場についてであります。

リサイクルセンターについては、今まで直接埋め立てしていた一般ごみを、破碎、選別するラインを新たに整備し、1日当たり23トンの処理能力を備えたところです。資源ごみなどの処理能力9トンと合わせると、全体で1日当たり32トンの処理能力を持つ施設となります。

ごみ分別の変更については、環境センター供用開始にあわせ、新しい最終処分場については、有機性の廃棄物の直接埋め立てができない施設となりますことから、現在、一般ごみに含まれる紙おむつなどの衛生ごみについて新たな分別区分とし、排出収集するとともに、昨年4月から開始した剪定枝分別を全市に拡大する予定であります。

また、集中豪雨等の排水対策としては、河川への急激な雨水流入に対応するため、30年に一度の可能性を考慮した大型の防災調整池を昨年整備しており、本年の豪雨時においても、その能力を確認したところです。

積雪に対する設計は、リサイクルセンターについては、建築基準法で定める屋根上積雪深1メートル40センチで設計を行っており、最終処分場については、特に大型な施設であることから、市内積雪実測データをもとに、標高差も加味し、50年に一度の可能性を考慮した1メートル85センチを屋根上積雪深に設定するとともに、雪質変荷重の影響も踏まえた、より安全を重視した設計となっております。

次に、出入り口の安全性についてであります。

昨年から整備を進めている、新たな搬入道路の出入り口については、取り付け先となる国道239号の管理者である旭川開発建設部と取り付けの位置及び形状について協議を重ね、道路占用により許可を受けたものであります。供用開始に向け、交通安全対策としてカーブミラーの

設置やより一層の見通し確保を目的に、出入り口の更なる拡張、形状変更について道路管理者に要望を行うとともに、国道を走行する車両が施設を出入りする車両があることを認識できるよう、案内看板等を設置するなど、安全対策を講じたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 環境センター出入り口のことで再質問させていただきます。

本当に今言われたように、ミラーをつけたり、案内看板をつけたり、その中で、根本的な問題なんですけれども、あそこに木が植わっているんですね、ずっと両脇に。あの木だけでも伐採できたら、それこそ今でいったら、見通しが確認できる、入り口が確認できるといったら、50メートルあるかないかぐらいだと思うんですよ。

やはり、本当に坂を下る車両が一番危ないんですけれども、その中で、もう少し上のほうの木の伐採を、あそこは、開発ですか、その関係で、やはり今後もう少し木を切っていただく申請を、今後も続けていっていただいて、もう少し供用開始まで見通しのよい出入り口にしていただければ、本当に安全性については一番、何かあってからでは遅いですから、やはり交通事故があってから、私たちが対策をしても遅いですから、その前に安全対策ということで、いろいろ施策を打っていただきたいということをお願いしたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（丹 正臣君） 法邑部長。

○市民部長（法邑和浩君） 再質問にお答えします。

村上議員、お話のとおり、国道もカーブでありますし、出入り口の作業道についても、直角に道路と面していないということもありまして、見通しが悪いような状況になっております。それで、現在の取り付け道路につきましては、開発のほうと協議いたしまして、何とか見通しのよいように木を伐採したりとか、隅切りの部分も拡大するようということで協議をしてみました。

国というか、開発のほうの基準でいうと、あそこは市道に当たらないもので作業道ということで、搬入道路ということで、交差点としては認められないといったようなことで、本来、今、隅切りもちょっと拡大してやらせていただいていますけれども、そこまでは今現在の協議の中では、最大限の国として開発施設として認められる部分だということでもあります。

ただ、答弁にもありましたけれども、安全性あるいは視界については十分ではないということ、市のほうも理解しておりますので、今後とも更に隅切り部分を広げるだとか、樹木の伐採の範囲を広げるだとか、そういったことについては、粘り強く継続して要請して協議を続けてまいりたいというふうに考えてます。

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） ぜひ、広げるように、今後とも申請をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

（登壇） まず初めに、9月9日から11日にかけて、台風17号、18号の影響で、関東、東北の

広範囲にわたって大規模な水害がありました。被害に遭われた方々に心よりお見舞いと、亡くなられた方々には御冥福を申し上げ、質問に入りたいと思います。

新たに災害の恐ろしさを感じた中で、防災計画について伺います。

士別市において、7月下旬から8月中旬にかけ、12回の大雨警報が発表され、7月22日の大雨で温根別の一部地域の避難準備情報の発令、また7月31日から8月1日にかけて天塩岳付近で153ミリの総雨量があり、道路の路面流出、土砂崩れの発生、また8月14日には士別地区で1時間72ミリと記録的な降雨量となり、一部地域で畑の冠水、土砂流出など、局地的に被害が起きました。幸い、人の負傷、住宅等の被害などはなかったようですが、近年の異常気象により、多くの災害を伴う事例が頻繁に起きております。住民に対して速やかな情報の伝達が、より一層重要だと考えます。

そこでお尋ねしますが、本年度の防災、減災対策予算額約2億7,000万円で計上され、その中で新規事業として移動系防災行政無線デジタル化事業、指定避難所整備事業がありますが、これらの事業の実施状況の説明を求めます。

次に、住民に対する避難準備、情報、勧告もしくは指示、また屋内での避難など、安全確保指示の周知をするために、同報系防災無線屋外拡声器デジタル化を平成21年から22年にかけて行ってきました。士別市内、朝日町内を初め、上士別、多寄、温根別、各町内に防災無線として配置され、市内の防災の情報の伝達の役割として担っています。

次に、市外への防災情報伝達についてですが、平成元年に農村部へ個別受信機として農業経営の安定と農村生活環境改善向上の目的として導入し、当時の士別農協、多寄農協の全農家に設置されました。その後、導入してから27年がたち、受信機の部品の製造がなくなり、離農した農家の受信機を再利用していると聞きますが、このままの使用ではいずれ使えなくなります。災害時には情報を流し、市の広報無線としてきた役割は大きいと思いますが、この防災無線の導入の経過と、現在までどのように市とJAが利用してきたのか、また、今後、個別受信機の対応と考え方の答弁を求めます。

続いて、インターネット通信について、伺います。

災害時の連絡と雨量などの気象情報のデータをインターネット通信による情報を取り入れ、災害に役立っている自治体が多くなってきていますが、昨年度、温根別地区の水害、今年に入り避難準備情報の発令があり、災害の多い地域であります。

そこで、温根別出張所に現地対策対応のときのことですが、インターネット回線を使って、雨量、雨雲などのデータを調べたところ、つながらなかったと聞いていますが、その後の対応はとられたのか。また、インターネット回線が本市、朝日支所、各出張所ではどのような回線を使われているのか、お伺いしたい。

次に、災害時の連絡のとり方について、電話、メール、防災無線などがありますが、今後、インターネットによるテレビ電話を取り入れ、防災訓練を含め、対策本部と支所、各出張所をつなぐ災害の情報の伝達の一つにしてはどうでしょうか、答弁を求めます。

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、本年度の防災、減災対策事業についてであります。

移動系防災行政無線デジタル化事業については、昨年度の実施設計業務委託を踏まえ、本年度は機器などの設置工事を行うため、6月26日に工事請負契約を締結、来年3月中旬の完成に向けて、現在は本庁舎及び朝日総合支所内の配線工事を行っています。

指定避難所整備事業につきましては、温根別地区の避難所の一つであるJA北ひびき温根別支所で使用する備品の整備であり、軽くて少人数でも設置でき、床からの冷氣などを和らげる防災緊急用の避難マットと避難された方々のプライバシーを守るための間仕切りパネルを購入したところです。

次に、個別受信機の今後の対応と考え方についてであります。

村上議員、お話のとおり、この個別受信機は農業経営の安定と農村生活環境の改善、向上を目的として、平成元年に農村地域農業構造改善事業により、当時の市、士別市農協、多寄農協で旧士別市区域の全農家に設置したものです。

そこで、お尋ねの利用状況ですが、現在、市の利用は年間40回ほどで、通常時は主に健診日程や火災予防のお知らせをしているほか、選挙時には投票の啓発に活用しています。また、災害発生時には、同報系防災行政無線である屋外拡声器と連動させて、河川水位の状況なども情報提供をしているところです。

JAの利用については、年間120回ほどで、主に収穫期における気象情報や会議、催し物の案内などに活用されています。機器本体が相当古くなっており、更新時期を迎えていますが、デジタル方式への移行も想定される一方、個別受信機の設置対象を農家世帯のみならず、仮に全世帯に拡大する場合、整備には10億円を超える費用が見込まれることから、早急な整備は難しいものと判断をしています。

なお、特に災害発生時における市民への情報発信は必要不可欠であることから、個別受信機については、同報系防災行政無線の補完的な位置づけとして、今後もできる限り活用してまいりたいと考えています。一方、災害情報など、迅速に市民に伝える手法としては、テレビやラジオ、携帯電話などを含め、多様な媒体を活用するとともに、自主防災組織や自治会など、いわゆる共助による情報伝達についても、体制の強化に努めてまいります。

次に、本庁舎、朝日総合支所、各出張所間の通信回線についてであります。

これまで、本庁舎と朝日総合支所、各出張所を結ぶ通信回線は、NTTの通信サービスを利用しており、朝日総合支所及び上士別出張所、多寄出張所は、比較的通信速度は速いものの、温根別出張所においては非常に速度が遅い状況となっていました。このため、昨年8月の大雨災害の際にも、温根別出張所において、現地対策を行うに当たり、インターネットによる雨雲や河川の情報の取得に支障を来したところです。こうした中、別の通信事業者が自治体向けに開始した光ファイバーによる通信サービスにこのたび変更し、今月7日から運用を開始し、通

信速度の改善を図ったところであり、あわせて朝日総合支所についても同様の改善を図ったところではあります。

次に、テレビ電話を用いた情報伝達手法の御提案がありました。

データ通信によるテレビ電話やテレビ会議のシステムについては、北海道が各振興局との会議で活用しているなど、遠隔地間での情報のやりとりなどに有効な手段となっています。しかしながら、現状においては、上士別出張所、多寄出張所の通信速度の改善が更に必要であること、また災害時の活用においては、停電が起こることも想定され、予備電源を備えたシステムの構築なども必要となることから、その費用や効果、他市町村の導入事例などを含め、今後の調査研究事項としてまいりたいと考えています。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 村上議員。

○4番（村上緑一君） 3点ほど、再質問させていただきます。

まず最初に、指定避難所整備事業のことなんですけれども、段ボールのベッドとか、椅子、そういう感じで温根別地区に置かれるということになっているんですけれども、実際に今回、昨年度本当に、今年の今、災害が起きている堤防から水が越してきて、実際に温根別でもあったんですよ、昨年度ね。そういうことが起き得ることなんで、今回も、その避難準備ということで発令している中で、その避難準備の場所がない、その避難準備の段ボールがない。できたら、本当は先に、そういう形で予算を決めているんですしたら、もう入っていると思うんですよ。その中で、もうそのときには、今回の災害があったときには、そこに避難できる状態をつくっておかなきゃダメなんです。やはり、そういうことも含めて、今回、先に入れておくべきだと思うんですよ。それがなかったということなんですけれども、ちょっとそれに対しての質問と。

もう一つなんですけれども、先ほど、農村部の防災無線ということで、市もJAも活用している中なんですけれども、ただやはりいずれ27年度かつ、30年度かつ中で、やはり早急に今から市とJAのお話し合いの中で、どれが一番、防災に役立てるものなのかを、必要なのか、今ファクスでもインターネットでもメールでも、何でもいいと思うんですよ、市民の方になるんですしたらね。本当に山村部ほど災害が起きやすい地域になっていますので、そういうことも考慮して、やはり今個別受信機が役立っているわけなんですけれども、また新たな違った考えも含めて、JAと今後協議をしていただきたいということと。

もう一つ、先ほども今回、関東、東北のほうで災害が起きた中で、実際に外部スピーカーも雨で消えて聞こえなかったとか、そして避難準備情報が発令されなかった地域もあったとか、いろいろな情報が入っていますけれども、やはり、そういうことも情報の伝達として、今後やっぱり実際に避難訓練をやった中で、職員も今後、その中で災害があったときにはどういうふうに動くのか、そういうことも災害の中で考えていかなければならないと思いますし、今後、朝日、士別、合併して10年ということの区切りの中で防災訓練をやっただけでないかという

ことを確認しまして、質問にかえさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（丹 正臣君） 中峰部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 再質問にお答えいたします。

まず1点目、指定避難所の関係でございます。

お話のように、本年7月中旬の雨の際には、温根別地域、温根別川の水位が非常に上昇しまして、そういった中で、避難準備情報ということで、事前に避難をしていただくようになるかもしれませんというお知らせをさせていただきました。実はこの際にも、地域がある程度、過去の事例も含めまして、一定の地域であったということもありましたので、情報伝達としては、これは出張所のほうから各自治会ということで対応させていただいているところです。

そんな中で、その時点で既に避難所がきちんと準備されているべきということでございます。お話のとおりであるというふうに思っています。私どもも、先ほど申し上げました指定避難所整備事業として、避難マットそれから間仕切りパネル等については、これは購入していますので、まずその態勢をその時点で、その後、したらばその避難所の対応をどうするかという話の協議をしていたところで、水位低下が始まったものですから、結果的に準備をしていませんが、お話のとおり、すぐにその対応をとるべきということもありますので、今後はそういった対応を改善していくようにしてまいりたいと思います。

それから、2点目ですけれども、防災に今現状、個別受信機が非常に役立っているということですが、先ほど申し上げましたように、当時、士別地域内の農家世帯にのみ入っているという状況で、そういったところについては、入れかえをすることで補完できるのかもしれませんが、できればそれは更にもっと広い範囲であることが望ましいと考えますと、先ほど申し上げましたように、その手法、いわゆる同様のものを入れるというのは、現状は難しいのかなと思っています。

一方で、JAさんのほうでは、ファクスを情報提供では一緒に活用されているというような状況もあります。今後、先ほどもお話がありましたように、ファクス、メール、携帯、そういった手法もあるということですので、先ほどの答弁でも少し申し上げましたけれども、さまざまな手法で伝達していくこととあわせて、やはり、最終最後は、共助ということで申し上げましたが、地域の中で連絡網体制を引いていただきながら伝達をしていく。特に、一人世帯の高齢者の方ですとか、そういったところの部分につきましても、地域の中で情報を伝達してもらいながら体制をつくっていくということも一つ大事なことなのかなと思っていますので、先ほどのいろいろな手法とあわせて、そういった視点で、ぜひ自主防災なんかもありますので、そういう体制をつくっていくように検討してまいりたいというふうに思います。

3点目についても、同様に近い部分になりますけれども、外部スピーカーが確かに届かない地域も現状、本市でもありますし、そういった部分についても、どういう伝達がいいのかということで、あわせて考えていくわけですが、あわせて、先日、職員の部分につきましても、災害時の初動マニュアル、初期段階でどういう動きをすべきかということで、改めてマニュアル

を全庁で見れるようなシステムの中で示しながら、今後の対応ということで、特に今回の東北のあいった事例もありますので、そういったことを踏まえていきたいということで考えておりますので、あわせて避難訓練のあり方等々についても、今後、検討してまいりたいと思っています。

以前、避難訓練、何カ所かやってきている事例もありますので、やはりその訓練を積むことによって、地域の皆さん、そして我々サイドも対応のその心構えというのがやはりできるんだろうと思っていますので、今後、検討してまいります。

以上です。

○4番（村上緑一君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時46分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番 松ヶ平哲幸議員。

○7番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、市役所本庁舎の整備に関することではありますが、このことは、今定例会の冒頭に市長からの行政報告にもありましたが、その内容は、合併時の新市建設計画及び総合計画に基づき、合併特例債の活用による事業実施に向け庁内での検討を進めるとともに、6月には市内各層、各団体により代表する20名による検討市民委員会を設置し、これまでに数回の委員会を開催し、庁舎に望むことのほか、整備手法について、現庁舎の改修、新たな庁舎としての改築、更に既存施設の活用など、さまざまな視点から検討をいただいているとのことであり、更には、8月15日付の広報に折り込んだ市民アンケートも全戸に配布され、約1カ月間で意見を求めているという状況にあります。

そこで、今回は、検討委員会の最終方向性が今月末に示される予定になっておりますので、それ以前に改めて市長の考えを伺うものでありますので、御答弁をよろしく願いいたします。

現本庁舎は、昭和39年から供用開始となり、建設から既に50年が経過していることから、施設的には多くの課題を抱えながら、部分的な改修で何とかしのいでいる実態にあることから、庁舎改修に至っては、平成20年度の総合計画において、大規模改修として位置づけ、平成23年度の東日本大震災を受け、災害対策機能の充実も含め、庁内の関係部局において改修、改築での比較検討を行い、26年度には全庁的な検討組織として、士別市本庁舎のあり方検討委員会を設置し、本格的な調査、検討を行ってきました。

これとあわせて、耐震診断調査を実施し、今年の4月に庁舎整備に向けた基本事項の整理報告書をまとめました。この報告書には、本庁舎の現状と問題が報告されていますが、まずこの問題点から3点をお聞きしたいと思います。

1つ目は、耐震性能の不足についてであります。

耐震診断調査の結果からは、震度6強程度の地震が起きた場合、倒壊または崩壊する危険性が高いという数値は0.3以下となっていますが、本庁舎は1階から4階までの全てにおいて0.3以下であり、特に消防庁舎は0.08という極めて低い数値でした。この数値は、震度であらわずと、どの程度で倒壊する危険性があるのでしょうか。そもそも0.08という数値は、人が使用する建物として許されるものなのでしょうか。改めて耐震調査の結果から、本庁舎と消防庁舎の安全性の確保はどの程度なのか、お伺いをしたいと思います。

2つ目に、災害等発生時対応能力の不足が挙げられています。

これは、自家発電機を備えていないため、災害により停電が起きた際、電話回線やコンピュータ機能が使用できないとなっていますが、実際に現時点で停電時の対応はどうなっているのでしょうか。災害でなくても事故などにより、停電は想定されるものですが、どこまで日常業務の対応ができるのでしょうか。

3つ目に、狭隘化が指摘されています。

書類やOA機器類が増え、収納し切れなくなったものがあふれており、通路にもロッカーなどが置かれ、職員の移動の妨げや業務効率の低下や来庁者へのサービスの低下を招いているとあります。しかし、合併時と比較すると、職員数も減少してきており、3階フロアなどはかなりあいているスペースが増えてきているようにも見受けられますが、部、課の移動により、対応はできないのでしょうか。

更に、この際ですからお伺いをいたしますが、報告書では触れられていませんでしたが、今の本庁舎には休養室または休養所はあるのでしょうか。労働安全規則では、事業者は、常時50人以上または女性30人以上の労働者を使用するときは、労働者が床することのできる休養室、休養所、男性用と女性用に区別して設けなければならないとしています。この種の部屋は確保はされているのでしょうか。

このような項目ですら取り上げられていないのは、庁舎内での検討は十分にされていたのでしょうか。スタッフ会議などにより、全職員からの問題点や意見を聞いていたのでしょうか。また、この報告書の内容については、どこまでの職員が把握されていたのでしょうか。更に、検討委員会のメンバー以外の職員はどの程度かかわっていたのかをお伺いをいたします。

次に、改修か改築かの方向性について伺います。

報告書では、次の5点に検討が必要としています。その内容は、1点にコスト面での比較、2点にライフサイクルコスト等の比較、3点目が位置、規模、4点目が消防庁舎棟の整備方法、最後が窓口機能、事務室機能の効率性が挙げられています。

そこで、位置や規模、窓口機能や事務室機能は、これからの検討で対応できると考えますが、

コスト比較やライフサイクルコストなどは、改修か改築かの検討には一緒に比較されるものではないでしょうか。しかし、費用に関しては、現時点でも表には出ていないようですが、改修、改築、そして仮事務所の設置や撤去にかかる事業費、そして引っ越しの経費や備品などの施設整備にかかる費用も同時に検討されて、初めて最終的な方向性が出されるべきではないでしょうか。さきの全員協議会では、今月末には検討委員会より最終の方向性が提示されると聞いていますが、これらの自主的な費用も提示をして、委員会の中で検討されているのかをお伺いをいたします。

また、総事業費についてですが、報告書では30億円以上となっていますが、総合計画の中では、総工費として33億円としています。折からの資材や原材料の高騰に加え、人材の確保と人件費の高騰により、建設時期としては大変厳しい時期でもあることから、改修、改築にしても、総事業費33億円で理想と掲げる新庁舎の建設ができ得るものなのではないでしょうか。満足とはいえないまでも、総事業費を抑えながらも、合併特例債が活用できるこの時期に何としても建設するお考えなのではないでしょうか。

更に、消防庁舎の整備方法についてですが、消防に関しては、広域での事務組合でもあることから、2町を含めての協議はされているのでしょうか、あわせてお伺いをいたします。

次に、今後の取り組みについてですが、庁舎整備の目標年次ですが、事業実施全体スケジュールとしては、本年が基本計画の策定、28年と29年で基本設計と実施設計、30年で入札着工し、32年で完了としています。

そこで、昨年第4回定例会で、大西議員の質問で、市民の利便性を図る上で、関係団体と協議をして総合的な施設も視野に入れるべきとの提言があり、市長は、朝日町の総合支所にJAの朝日支所も入っていただいて、一つの庁舎の中で複数の業務が行われているという経緯もあり、朝日市民からは非常に利便性が上がっているという話もいただいていることから、利便性の高い庁舎にも意欲を見せておられました。現時点で、ほかの団体との協議はされているのでしょうか。このことは、既存施設の活用も視野に入れた場合にも、大きくかわってくることも予測されますから、その後の経緯はどうなっているのかをお伺いをいたします。

今回の本庁舎の整備には、多くの市民からも関心を持たれておりますし、何よりも50年に一度のプロジェクトにもなるわけですし、庁舎建設に当たっては、ほかの市町村でありますけれども、その位置や規模、既存施設の活用など、首長選挙のたびに町を二分した争いとなつたところもあることから、一層の市民への情報の提供や意見や要望の把握をどのようにして行っていく考えなのかをお聞きして、市役所本庁舎、消防庁舎の整備に関する質問とさせていただきます。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

まず、現庁舎の現状と問題について3点、御質問がございました。

1点目は、耐震性能についてであります。

国土交通省では、震度6強の地震に対して、どの程度対応できるかを一つの基準としており、その判断に用いられているものが構造耐震指標、いわゆるI S値と呼ばれる数値で、0.6を判定基準としています。I S値が0.6以上であれば、倒壊などの危険性が低い、0.6から0.3の範囲では、倒壊などの危険性がある、0.3以下では、倒壊などの危険性が高いとされています。I S値0.08の建物がどの程度の震度で倒壊する可能性があるかについて、明らかとする指標などはありませんが、I S値0.2以下では、震度5強で大破、震度6弱で倒壊するとの見解もありますので、耐震性はかなり低いと言わざるを得ない状況であります。

2点目に停電対策ですが、現状では防災情報の伝達機器などでの一部の補完的設備を除いては、全庁で必要な電源を確保できる状況にはありません。こうした中、最低限の通信手段確保などのため、停電時には小型の発動発電機を使用することとし、落雷による停電が予想される場合などには、あらかじめ必要箇所に設置をしている状況です。

また、昨年度実施した消防無線のデジタル化に伴い、消防設備の自家発電機の入れかえを行ったことから、既存の自家発電機を本庁舎で利用できるよう、本年度中に工事を行う予定であり、このことにより通信機器などに給電する体制を整えます。

3点目に、庁舎の狭隘化についてです。

松ヶ平議員、御指摘のように、3階フロアの一部に空きスペースも生じている一方、保健福祉部のように、ここ数年でかなり手狭になっている部署もあります。しかしながら、窓口業務の多い保健福祉部を3階フロアに配置することなどは好ましくなく、また他の部署に関しても、配置がえをすることなどは難しい状況にあります。

次に、休養室の設置について、御質問がありました。

女性職員用の休養室としては、ロッカー室にソファセットを設置し、体を横にすることが可能となっています。一方、男性職員用の休養室は確保できておらず、必要な場合は当直室を利用するなどの対応をとるものとしています。

次に、庁舎整備に当たっての職員のかかわりと庁内での検討経過についてであります。

昨年12月に、次長職を中心とする庁舎のあり方検討委員会を組織するとともに、主幹職や主査職による作業部会を組織し、庁舎に求められる機能やあるべき姿としてより詳細な検討項目の洗い出しを行いました。こうした中、改めて職員一人一人の意見集約などは行っていませんが、各部代表の委員により、全庁を網羅した組織としたところであり、各職場において広く職員の意見集約となるよう努めたところです。

次に、改修や改築などの整備手法についてです。

本事業の推進に当たっては、合併時における新市建設計画及びその後の総合計画に位置づけられ、当初は大規模改修としていましたが、平成23年の東日本大震災により、防災対策拠点としての重要性が高まったことから、整備計画を見直し、費用対効果の面から全面改築も視野に検討を進めることとしてまいりました。

現段階においては、庁内組織であるあり方検討委員会での議論のほか、各層、各団体を代表

する20人の市民の皆さんで構成する検討市民委員会によって、整備の方向性について検討をいただいているところであります。そこで、整備手法の選択に当たって、事業費の検討は必要不可欠であり、総合計画における33億円を一つの基準として検討を進めてきたところですが、総合計画上の事業費を算定した23年当時と現在とでは大きく建設単価も異なり、更に今後の社会動向を予想すると、現庁舎の改修、改築、いずれの手法でも事業費は大きなものとなり、仮に改築の場合には、現在の面積から規模を縮小しても事業費は想定した金額を超えるものであります。

また、改修を行うとしても、仮設庁舎の設置解体だけで10億円以上となり、改修費用全体を見ると、総合計画において設定している金額を大幅に超過するものと算定されていることから、事業費算出に当たっては、今後の社会情勢の変化による諸物価高騰などの精査が必要であり、時間を要しているところであります。

一方、庁舎整備の財源については、庁舎整備を対象とする補助制度などもない中、計画の当初段階である合併時から合併特例債の活用を予定してきたところです。合併特例債は、事業費の95%を対象とし、元利償還金の70%が後に普通交付税として措置されることから、最も有利な財源であり現時点で考え得る最良の手段と考えており、その活用期限である32年度までに事業を完了させるため、現在、基本計画の策定作業を進めているところです。

次に、消防庁舎に関する剣淵町及び和寒町との協議については、6月に情報提供を行ったところであり、今後、更なる協議を進めていく予定ですが、他の団体については、改修か改築かの方向性を導き出した上で協議を進めていく考えであります。

最後に、市民の皆さんへの情報提供についてであります。

現在、庁舎整備にかかわっては、本市広報にあわせて、庁舎かわら版として情報提供を行っているところであり、7月1日号を皮切りにこれまで4号を発行しています。一方、市民アンケートや来庁者アンケートについては、現在、結果の集計作業中ではありますが、ここでいただいた御意見や御要望については、今後の検討において反映に努めるとともに、基本計画の素案に対するファブリックコメントの実施や市民説明会を開催する中で、情報提供と意見聴取を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） ちょっと3点ばかり、お聞きをしたいと思います。

まず、停電時の関係なんですけれども、通信機器には支障がないよということなんですけれども、もう少し具体的にお答えをいただきたいなというふうに思います。

小型の発電機を設置をするということなんですけれども、その発電機を動かしたことによって、例えば庁内の電話は可能なのか、インターネットなりパソコンの機器の業務はできるのか。もう一つは、午前中に村上議員のほうからありました、防災計画の中で、例えば同報防災行政無線なんかは、その小型発電機で対応できるかどうか。通常の業務の中でこの3つが、僕、

大きく影響すると思いますので、ぜひこの3つにお答えをいただきたいと思います。

もう一つ、2点目ですが、休養室、庁舎改修に伴って直接はないんですけども、男性のほうの休養室が当直室というふうに今答弁でありましたけれども、ならば当直室とちゃんと休養室という部分をしっかり位置づけておく必要があるのではないかと。ただ、単純に休養室がそこに充てているということだけで、今、確保するというのは難しいと思いますけれども、しっかり直接庁舎整備にはかかわりませんけれども、そういうことがあれば、そういう旗揚げというか、表示をする必要もあるのではないかというふうに思います。

3つ目になります。今、市民検討委員会の中で議論をいただいておりますので、今すぐ市長のほうでというのはならないかもしれませんが、今の御答弁の中では、改修をするとするならば、仮設で建てた場合でも10億円以上かかるということになれば、当然、33億円で総工費が決められている中でいけば、決められているというか、一応、資料が33億円になっていますので、そうすると、仮設費だけでも10億円以上かかるということになれば、現庁舎を改修してやるという方向性は、自動的にその選択肢の中から排除されるというふうに考えていいのかどうかということも含めて、ひとつ3点、最後のやつは、市民検討委員会の中での結論が出てからということであれば、それで構いませんけれども、今、単純に市長の答弁から仮設10億円以上と出たものですから、そういうところのお考えをお聞きをしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹 正臣君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 松ヶ平議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目に、停電時の通信等の機器がどの範囲まで、簡易の発電機等々で対応できるかということですが、現状におきましては、まず電話、これは交換のシステムを含めて、こちらのほうには電力を供給できると、あわせて同報系の防災行政無線、こちらについても供給できるということですが、庁内全体のパソコン等々、ネットワークを含めて、それをフル稼働するには至らない。ただ、一部の電源をとって、例えばその災害対策本部の1台、パソコンにですとか、そういった部分での電力供給は可能だというような状況になっております。

続きまして、2点目の男性職員向けの休養室の関係ですが、松ヶ平議員も今、お話の中でもなかなか部屋がとれないんだろうけれどもというお話でした。実際に、かつては休養室というような形をとれていた時代もあったんですが、いろいろな機器等々、あるいは部屋の確保の部分で、そういった部屋はとれていません。現状は当直室ということで、これは当面この形をとらざるを得ないかなということですので、内部に何か必要な場合には、その部屋を使うようにという表示を含めて対応していくように、まず当面はそうさせていただきたいと。引き続きどこか確保できるスペースがあるかないかについても、検討してまいります、現状はそういう状況になっているということでもあります。

それから、3点目、仮設庁舎の部分なんです、これは仮の試算ということで出しております。出してきた中で、23年当時3、3億円で総合計画上、位置づけていますが、それから大

体率にしますと、35%以上上がっているというような物価の建設費用の上昇という中での話ですので、仮に改修した場合、それぐらいの費用がかかってくるということで、今、お話のような視点もあろうかと思いますが、あくまで我々、庁内の組織もそうですし、検討市民委員会の皆様の議論の中でも、改修それから改築、あわせてそれらと併用した既存施設の活用という3点を基本に議論をいただいております。

検討市民委員会においても、前回、多くの意見としてどういう形がいいのかという御意見もいただいておりますが、最終結論はまだ出しておりませんので、これについては、引き続き検討していくと。その中で、例えば建設単価が上がっている分、何らかの工夫ができないかというのは、また今後、検討していくわけですが、現時点においては、これは現実的にその改修が、例えば費用だけではなく、内部的にスペースが狭くなるといった事情もありますので、その辺も重ね合わせてですが、また再度、今月末に検討市民委員会を予定していますので、その中で御意見等々をいただいてまいりたいと。それを踏まえて、行政内部においても再度検討をし、また、あわせて議会のほうにも御相談を申し上げていくというような形で、今後、整備手法については検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 総事業費、そう簡単には出ないというふうに思います。コンサルで今、既にかけているわけでありまして、改修、改築、そして分庁舎になった場合ということで、最終的には市民の判断というもの、どういう手法かという部分という、やはり総事業費がどれだけかかるかという部分も非常にその判断としては大きくなるというふうに思いますので、やっぱり心配するのは、国立競技場の二の舞にならんべなというのがありますので、しっかりその改修、改築、その手法と総事業費のしっかり両方が緩和しながら結論に導いていただくようお願いをして、この質問を終わって、2つ目の質問に入らせていただきます。

（登壇） 次に、長期滞納について、お伺いをいたします。

最初に、使用料、手数料に関してですが、行政は先月11日に市議会の全員協議会で、使用料、手数料の見直しに関する基本的な考えの説明を行いました。その説明では、市民の負担の公平性を確保するため、来年度に向けて、使用料、手数料を改定する準備を進めており、地域政策懇談会などで市民に説明をしながら、市議会には第4回定例会での提案をする予定としていました。

今回の見直しの対象としているのは、手数料で印鑑登録証、住民票の写し、所得証明書などの証明手数料や狂犬病予防法手数料、更には市立病院関係文書料である診断書や出生証明書などが含まれており、上下水道料金などは審議会において協議を行うとしており、今回の改定見直しからは除外をされています。使用料では、総合体育館や日向スキー場などのスポーツ施設、市民文化センターや生涯学習情報センターなどのホール貸し館、スポーツ合宿センターや日向保養センターなどの入浴、宿泊施設が対象となっており、市営住宅などは公営住宅上の規定に

基づき、住宅使用料を想定しているため、今回は除外をされています。

そこで、使用料、手数料で長期滞納の実態はどうなっているのでしょうか。今回の見直しから除外をされている上下水道料金と市営住宅使用料についての滞納の実態をお聞かせください。個人情報に触れない範囲で結構ですので、お願いをいたします。1年以上の滞納件数とその総額、あわせて1人当たりの最高額をお願いをしたいと思います。

その滞納について、行政としては、特にこれは建設水道部になりますけれども、どのような対策といいますか、徴収を行っているのかをまずはお聞かせをいただきたいと思います。

次に、市税について、お伺いをいたします。

平成26年度の市税収入状況を見ますと、市民税、固定資産税、軽自動車税を合わせた市税総計では、現年が99.6%の納税率であり、北海道35市では第1位、総計では96.6%で第3位となっています。現年から総計の差が落ちた分が、いわゆる滞納であり、その率は10.5%で全土32の実績からも、士別市民の税に対する理解と納税には大変な理解と御協力を得ていると改めて感謝する次第ではありますが、そこで、少ないとはいえ、滞納があるのも事実ですので、26年度の滞納の実態についてお聞かせください。あわせて、税の収納対策についてもお聞かせいただきたいと思います。

私は、使用料、手数料の見直しについては、約20年間、料金がそのまま据え置かれていたことから、確かに負担の不公平さが生じてきているのも事実としてありますので、それらを解消するためにも、市民の皆さんの御意見を聞きながら改定することはおおむね理解はできますが、これにあわせて、徴収や滞納に関してもしっかりと取り組んでいく必要があると考えます。これらに関しては、たびたび市議会でも多くの議員が質問されているところではありますが、私も給食費の未納について、その対応をただしたことがあります。使用料、手数料を初め、各種税や国民健康保険税の納付管理の一元化を図ったほうが、ロスも少なく、しかも減免や免除の手続きがスムーズになると思いますが、この一元化を図るという考えについて、行政の考えをお聞かせいただきたいと思います。

更に、最近では、各自治体が税等に対する制限措置に関する条例の制定が進められています。これは、税等の滞納を放置していくことが、納付義務を果たしている住民の皆さんの不公平感を妨げていると捉え、税等を滞納し、かつ納付に対して著しく誠実性を欠く滞納者に対して、滞納を防止するための行政サービスの一部を制限措置することにより、税等の徴収に対する市民の皆さんからの信頼を確保することを目的として制定するものでありますので、ぜひ本市もこの種の条例の制定をする必要があると考えますが、これについて行政の考えをお聞かせをいただきたいと思います。

次に、差し押さえについてお伺いをいたします。

税の滞納が長期や多額になった場合、動産、不動産を差し押さえることがあります。平成26年度の差し押さえた状況についてお聞かせをいただきたいと思います。その中で、近年、インターネットによる公売を実施している自治体が多くなっていますが、本市もヤフージャパン、

官公オークションで実施をしていますが、この種の公売はどの程度あったのでしょうか。その実績をお聞かせください。

次に、本年も3つの物件が、インターネットによる公売が出されており、それぞれに見積価格が表示されていましたが、この価格の設定に当たっては、どのような手法をとられているのかをお聞きいたします。滞納額が勘案されての価格なのでしょうか。更に、物件が落札された場合、その売却価格が滞納額より上回った場合、または少なかった場合、更には、公売参加申込者がいなかった場合は、その物件の取り扱いはどうなるのでしょうか。不動産を差し押さえたということは、今後はその物件の管理は市が管理していくものなのでしょうか。これら、インターネット公売の取り扱いに関して、お聞かせをいただきたいと思います。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

まず、使用料、手数料の滞納についてです。

上下水道料金における1年以上の滞納件数は23件、総額511万7,000円となっており、1人当たりの最高滞納額は38万8,000円、市営住宅使用料では1年以上の滞納件数は22件、総額1,034万円となっており、1人当たりの最高滞納額は115万7,000円という状況です。

滞納者への対策については、督促予告状の送付を初め、電話連絡や訪問による納入依頼のほか、分割納入など、計画的な納付相談を行っております。また、長期にわたる滞納がある場合、住宅使用料においては、入居者の中でも特に連絡がとれない、約束を履行しないなどの滞納者については、連帯保証人に連絡し、入居者への家賃納付を依頼するなどの対策を行っております。また、上下水道使用料においては、調査した結果、生活が困窮をしている場合を除き、最終的には水道の閉栓を行います。納入相談や料金の一部入金があった場合は、直ちに開栓し、日常生活に大きな支障が出ないように、迅速な対応に努めているところであります。なお、下水道使用料においては、国税徴収法に基づき、財産の差し押さえも視野に入れた対応に当たっております。

次に、市税滞納の実態及び収納対策についてであります。

平成26年度決算では、現年度分収入未済額が112件で959万7,000円、滞納繰越分が525件で、6,801万2,000円、合わせて637件で7,760万9,000円であり、前年度比576万6,000円の減少となりました。これは、納税意識が定着して、毎年高い収納率が維持できているものと捉まえているところでありますが、低所得や生活困窮、健康上の理由などから、分割納付など、努力しても完納に至らないケースが主な未収の要因となっております。

また、滞納繰越分については、固定資産税と都市計画税が5,763万5,000円と全体の74.3%を占め、過去の会社倒産や廃業で発生した高額の滞納額が現在に至り、大きく影響している状況にあります。

主な収納対策については、土別市滞納整理ガイドラインに基づいて徴収業務を進めており、文書や電話、訪問による催告、徴収のほか、夜間納税相談窓口の開設など、丁寧で親身な納付

相談を心がける一方、担税力があるにもかかわらず納付がないなど、納税の誠意が感じられない場合は法に基づき財産の差し押さえを行っております。また、市税等収納対策推進本部会議を設置しており、特殊案件、高額案件について、現状把握、課題整理するとともに、対策方針を決定し対応しているところであります。

次に、納付管理の一元化についてであります。

市の債権には、税及び介護保険料などの強制徴収可能な公債権と条例に基づく手数料など強制徴収できない公債権があるほか、水道料などの私債権に区分されており、債権の発生原因、時効、滞納債権の徴収方法などについて、多くの適用法令があり、複雑な体系となっております。

現在の収納体制では、市税及び国民健康保険税は、税務課納税担当が担い、そのほかは、それぞれの関係部局において収納に当たっており、差し押さえなどの滞納処分の専門知識を有する案件については、税務課との協議も踏まえて対応している状況です。

こうした収納業務を一元管理することは、情報共有、納付交渉窓口の統一による事務の効率化や滞納者の包括的な滞納状況、財産状況、時効進行度の把握など、情報一元化が図られるほか、納付する側にとっても納付相談や手続が一つの窓口で行えるなど、利便性の向上につながるものと考えております。

一方において、滞納処分には専門知識を要することから、担当者の在職年数の長期化など、担当職員の負担増、税への配分が優先されることにより、総体的に各種債権間の収納率が低下するといった懸念、個人情報保護の問題、債権一元管理システムや各システム間の連携修正など、費用対効果面での課題などもあるわけでありまして。

税を初めとする市の債権は、いずれも貴重な財源であり、市民負担の適正、公平化を基本にその確保に最大限努めなければならないものと認識をしております。その意味で、収納体制の一元化とあわせ、市の債権全体の取り扱いを定める適切な債権管理基準の設定は、今後の重要な検討事項と考えているところでありまして、これまでも幾度か検討してきた経緯もあるわけでありまして。しかしながら、ただいま申し上げましたような課題もありますために、更に調査、研究を重ね、関係部局と横断的に協議をしまいたいと考えております。

次に、行政サービスの一部制限についてです。

行政サービスの受益と負担の適正化及び納税意識の向上を図るため、滞納者に対しては補助金や資金の貸し付けなど、一部行政サービスの制限を行うほか、著しく不誠実な場合には、氏名の公表まで踏み込んだ条例を制定している自治体もあるところであります。

本市においては、条例は定めておりませんが、中小企業振興条例に基づく各種助成、農業農村担い手支援規則による助成、住宅新築改築促進助成金などのほか、入札参加資格申請には市税が完納であることを条件としており、実質的に滞納者に対する制限を課している状況であります。

条例化により、より明確に市の姿勢を前面に出すことで、滞納の抑制にもつながる面もあり

ますが、条例によらなくても、これまでどおり誠意のない滞納者に対しては強制執行を行うなど、負担の公平、公正性を保つことを基本に、市民からの信頼確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、差し押さえの状況です。

国保税を含む一般市税において、26年度の差し押さえは89件であります。うち、確定申告時の国税還付金が60件、預貯金19件、不動産8件、給与、生命保険、各1件となっており、この差し押さえによる市税への充当額は約451万8,000円でありました。

また、インターネット公売については、21年から毎年実施しており、26年度の実績は不動産について1件実施し、落札金額は48万4,000円でした。

なお、これまでの合計では205件出品し、落札155件で金額は275万5,000円となっております。

インターネット公売の見積価格の設定については、まずその財産の特性に応じた評価をして基準価格を決定し、更に、その基準価格に公売の特殊性として、滞納処分による強制売却であることから、因縁つき財産で、心理的に抵抗感のあることや、買い受け後の解約、返品ができない上、財産の品質機能に保証がないといった買い受け人に不利な状況などがあるため、おおむね30%程度の範囲で価格を減額し設定している状況であります。

売却金額と滞納税額との兼ね合いであります。売却金額を市税に充当し、なお残金があれば納税義務者に返還することになり、税額に満たなければ、残金充当のために他に財産はないかなど、再調査の上、状況によっては、滞納処分の執行停止を検討することにもなります。落札者がいなかった場合については、再公売を実施しますが、見積価格を変更し、再三にわたり公売しても、なお入札がないなど、最終的に売却見込みがないと判断した場合には、国税徴収法では差し押さえを解除することができるとなっております。また、差し押さえた不動産の管理については、市はあくまでも不動産を差し押さえ、換価し、税に充当することを目的としておりますので、売買が成立し、所有権が移転するまではもとの所有者に管理責任があることとなります。

インターネット公売については、滞納税の解消の有効な手段として、今後も積極的に活用していきたいと考えており、こうした取り組みを通じ、市税収納率の維持向上を目指すとともに、自主財源の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） すみません、確認のための再質問をさせていただきたいと思います。

今、インターネット公売のやつで副市長の答弁がありました。行政が差し押さえをして、インターネット公売を今かけますと、そのかけている、差し押さえした段階でも、あくまでも管理はその所有者であるということ、で、インターネット公売が不落で買う人がいないやといったときには、また、その所有権はもともと前の所有者なんでしょうけれども、引き続きその人が管理もするし、所有権も引き続き得ているということでもいいんですね。たまたま差し押さえ

したとしても、所有権なり管理は一切、行政側は負うことはないというのが、インターネット公売ということでもいいんですか。これ、確認のため、みすません。

○議長（丹 正臣君） 法邑部長。

○市民部長（法邑和浩君） 再質問にお答えします。

差し押さえのケースでありますけれども、財産の所有権については、あくまでももとの所有者ということになりまして、差し押さえした段階で、全ての管理責任だとか、そのもの自体を市が全部もらうということではありません。あくまでも財産を押さえて、勝手な処分ができないようにするということだけでありまして、管理等の責任については、もとの所有者が持っているということでもあります。

○議長（丹 正臣君） 松ヶ平議員。

○7番（松ヶ平哲幸君） 以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（丹 正臣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時18分散会）